

# 香陽小学校PTA子どもの安全マニュアル



作成日 平成 21年 3月 1日

第一回改訂日 平成22年4月1日

第二回改訂日 平成27年4月1日

第三回改訂日 平成30年4月1日

第四回改訂日 平成31年4月1日

第五回改訂日 令和 4年4月1日

作成 枚方市立香陽小学校PTA

連絡先：香陽小学校（050-7102-9080）

Email kouyopta@yahoo.co.jp

# 改訂履歴

<日付>	<履 歴 >
平成21年3月1日	初版発行
平成22年4月1日	第一回改訂 <ul style="list-style-type: none"><li>・一斉メール配信の利用開始に伴い、連絡方法について変更</li><li>・持ち上がりクラスの廃止に伴う、4～5月の「香陽見守り隊」「安全監視活動」の当番の変更</li><li>・ § 6. 安全監視活動「6-9. 幼少の子どもと参加する場合」を追記</li></ul>
平成27年4月1日	第二回改訂 <ul style="list-style-type: none"><li>・安全監視活動当番日追加</li><li>・安全監視活動当番決定方法の変更</li><li>・ § 6. 安全監視活動「6-10. 事前に交代する場合」「6-11. カウント制について」を追記</li></ul>
平成30年4月1日	第三回改訂 <ul style="list-style-type: none"><li>・ § 6. 安全監視活動「6-4. PTA加入保険に関する内容を変更」「6-4. くじ引きによる当番日決定方法の変更」</li></ul>
平成31年4月1日	第四回改訂 <ul style="list-style-type: none"><li>「6-4. 活動日に関する内容を変更」</li><li>「6-10. 休校時のカウント方法を追記」</li></ul>
令和4年4月1日	第五回改訂 <ul style="list-style-type: none"><li>・ § 6. 香陽見守り隊「5-3. 活動概略の子どもの下校時刻表を変更」</li></ul>

# 目次

はじめに	1
第1編 緊急時対応編	2
§ 1. 緊急時の対応	2
§ 2. 登下校時の交通事故の対応	4
§ 3. 行方不明（捜索）の対応	4
§ 4. 大地震時の対応	4
第2編 安全活動編	5
§ 5. 香陽見守り隊（下校時の子どもの見守り）	5
5-1. 目的	5
5-2. 体制	5
5-3. 活動概略	5
5-4. 活動の年間スケジュール	6
5-5. 年度途中で転入・転校される場合	6
5-6. 見守り方法	6
5-7. 事件・事故・不審者が出た場合	7
5-8. 見守り隊の服装	7
5-9. ポイント	7
5-10. 当番当日に急な用事や病気などの場合	7
5-11. 注意点	7
5-12. 緊急時の連絡	8
■香陽見守り隊Q & A	9
■香陽見守り隊立ち番位置図	10
§ 6. 安全監視活動（旧名/安全監視ボランティア）	11
6-1. 目的	11
6-2. 経緯	11
6-3. 体制	11
6-4. 活動概略	11
6-5. 活動の年間スケジュール	11
6-6. 活動手順	12
6-7. 安全監視活動の服装	12
6-8. 当番当日に急な用事や病気などの場合	12
6-9. 事前に交替する場合	13
6-10. カウント制について	13

## はじめに

本マニュアルは、香陽小学校PTAが実施する子どもの安全に関する活動の手順を、学校教育計画の危機管理マニュアル等に従い、作成しました。よくお読みいただき、事件・事故・災害等の緊急時、ならびに子どもの安全な教育環境を維持していくために、皆様のご協力をお願いいたします。

# 第1編 緊急時対応編

## § 1. 緊急時の対応

P T A本部は、緊急の程度により学校長と相談の上、以下の通り対応を判断し、決定する。

### Level 1 (緊急度：小)

(事 例)

- ・国や大阪府、教育委員会等より府内や近隣府県で子どもに関わる事案などが発生した場合
- ・校区内や近隣校区からの不審者情報があり、差し迫って危険がないと思われる場合

(P T Aの対応)

本部役員は「P T A通信」作成時に情報を掲載し、保護者へ情報発信する。

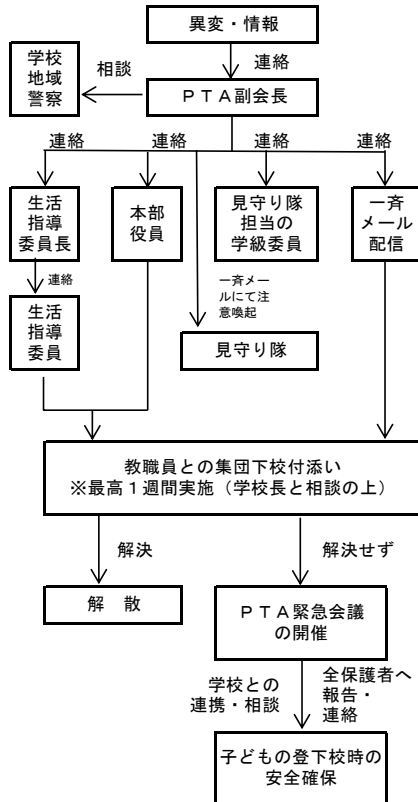
### Level 2 (緊急度：中)

(事 例)

- ・学校襲撃予告・学校爆破予告。あるいは子どもに危害を加えるなどの予告があった場合
- ・近隣市内において凶悪事件が発生し、凶器を持った犯人が校区内に移動する可能性がある場合
- ・校区内で不審者による声かけや痴漢・露出等の事案が発生し、犯人が付近にいる可能性がある場合

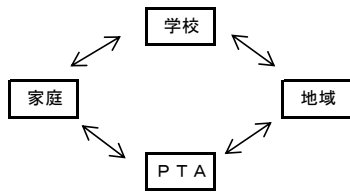
(P T Aの対応)

< フロー図 >



< 手 順 >

- ① 学校から情報を得たP T A副会長は、P T A会長に連絡し、学校（場合により警察）と相談の上、本部役員全員及び生活指導委員の長に、電話連絡し集団登下校時の付添いを、連絡をうけた当日に要請する。
- ② P T A副会長は、香陽見守り隊担当となるクラスに一斉メール配信にて、当番の保護者に注意喚起をしてもらうよう連絡する。また、学校（場合により警察）と相談・協力の上、一斉メールによって可能な範囲で子どもの登下校時の付添いをお願いする。
- ③ 連絡をうけた生活指導委員の長は、生活指導委員全員に登下校時の付添いお願いの旨を電話連絡する。
- ④ 本部役員及び生活指導委員全員は、香陽見守り隊のタスキを着用し、一旦小学校正門に集合し、学校長（もしくは教頭）の指揮のもと、手分けして集団登下校の付添いを実施する。
- ⑤ P T A副会長は、一斉メール配信を利用して見守り隊活動の注意喚起をする。
- ⑥ 登下校時の付添いは学校長と相談の上、最高1週間継続して行う。尚、1週間を超えても事案が解決されず、子どもの安全が確保されない場合は、P T A会長がP T A緊急会議を開き、集団登下校の付添い当番を全保護者で分担できるよう緊急編成し、一斉メール配信にて保護者に要請する。



- ⑦ PTA会長は、学校・家庭、及び校区コミュニティー（場合により警察）と連絡を密に取り合い、上記の行動および今後の対応をとる。

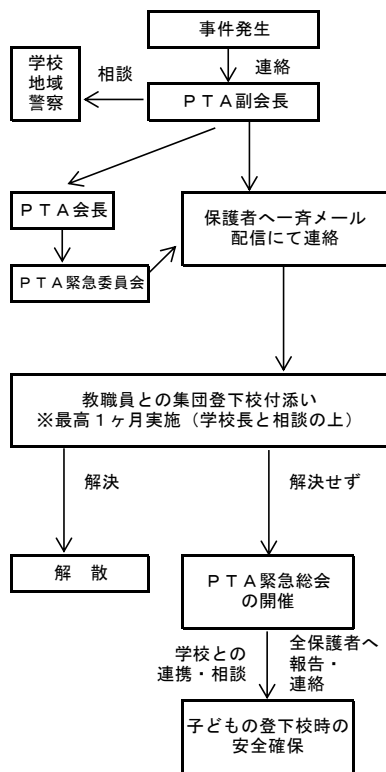
**Level 3 (緊急度: 大)**

(事例)

- ・凶悪犯が学校に侵入。あるいは凶器を持って付近にいる場合。
- ・校区内において子どもの連れ去りや子どもへの傷害などの事案が発生した場合。

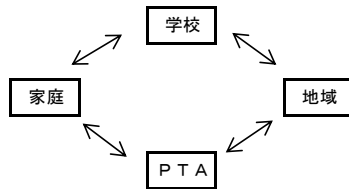
(PTAの対応)

< フロー図 >



< 手順 >

- ① 学校から連絡を得たPTA副会長は、PTA会長および一斉メール配信により全保護者へ、子どもを迎えに来てもらうよう、緊急連絡する。
- ② PTA会長（もしくは副会長）は学校及び地域、警察と相談の上、即時PTA緊急会議を開く。
- ③ PTA会長（もしくは副会長）はPTA緊急会議の後、学校・警察・地域と連携し、児童の安全確保に最大限協力するよう一斉メール配信により全保護者へ連絡する。
- ④ 登下校時の付添いは、教職員と連携し、事件解決まで継続して行う。尚、学校長と相談の上、1ヶ月を超えても事件が解決されず、子どもの安全が確保されない場合は、PTA会長がPTA緊急総会を開き、集団登下校の付添い当番を全保護者で分担できるよう緊急編成し、保護者に要請する。
- ⑤ PTA会長は、学校・家庭・校区コミュニティー・警察と連絡を密に取り合い、上記行動および今後の対応をとる。



以上、緊急時に備え、PTA本部役員は年度初めに「PTA役員連絡網」を作成し、原本はPTA本部、1部を学校（教頭）へ提出するとともに、一斉メール配信への登録を保護者をお願いする。

尚、個人情報の為、PTA本部ならびに学校長が鍵付きの所定の書棚で、厳重に1年間保管するものとし、緊急連絡（上記以外の緊急連絡も含む）の目的のみに使用するものとします。

また、一斉メール配信の登録情報の管理に際して、当該年度PTA本部役員、及び学校長と教頭のみがシステムへのアクセス権（パスワード・暗証番号）を持ち、当該年度PTA本部役員が、パスワード・暗証番号を更新するものとする。

## § 2. 登下校時の交通事故の対応

- ① 発見者は警察及び状況により救急車を電話にて要請する。
- ② 発見者は香陽小学校へ連絡するとともに児童への応急処置をする。
- ③ 連絡をうけた教職員からPTA副会長へ電話連絡をしていただく。
- ④ PTA副会長は本部役員全員及び生活指導委員長に電話連絡する。
- ⑤ 連絡をうけた本部役員は現場へ直行し、状況把握の上生活指導委員長に状況報告する。
- ⑥ 連絡をうけた生活指導委員長は、生活指導委員全員に電話連絡する。
- ⑦ 事故発生当日、もしくは翌日にPTA会長は本部役員及び生活指導委員全員に招集をかけ、通学路について危険個所の対策等、再発防止会議を開催する。
- ⑧ PTA会長は学校及び校区コミュニティと連携して通学路の安全策を講じる。

## § 3. 行方不明（捜索）の対応

- ① 保護者の連絡を受けた教職員は、PTA副会長へ電話連絡する。
- ② PTA副会長は学校長（事件性の場合は警察とも）と相談の上、本部役員全員及び生活指導委員長に電話連絡し、校区内のパトロールを連絡をうけた当日に要請する。
- ③ 連絡をうけた生活指導委員の長は、生活指導委員全員に電話連絡する。
- ④ PTA副会長は学校（事件性の場合は警察）と相談の上、場合によっては一斉メール配信にて全保護者へ連絡する。
- ⑤ 本部役員及び生活指導委員全員（場合により全保護者）は一旦小学校正門に集合し、PTA会長（もしくは副会長）の指揮のもと、手分けして校区内のパトロールを実施する。
- ⑥ PTA会長は学校及び校区コミュニティ（事件性の場合は警察）と連絡を取り合い、上記行動および今後の対応をとる。

## § 4. 大地震時の対応

### 登下校時および授業時の大地震

- ① 学校の災害マニュアルに従い、連絡をうけたPTA会長（もしくは副会長）は、全保護者と積極的に協力するよう対策をとる。
- ② 被害が大きい場合は公的機関の協力がもらえない可能性が大きいため、PTAは積極的に地域と協力する。
- ③ 通学路の崩壊・崖崩れ・家屋倒壊等の場合、PTA本部は状況を把握し、学校及び地域と対策をとる。

### 夜間・休業日・休日に大地震が発生した場合

- ① 保護者は子どもの安否確認を、学級委員もしくは学校へ連絡する。
- ② 学級委員は連絡をうけた安否確認を、学校へ報告する。

## 第2編 安全活動編

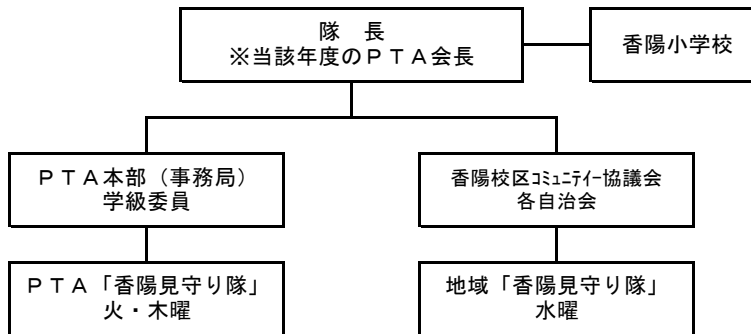
### §5. 香陽見守り隊（下校時の子ども見守り）

#### 5-1. 目的

自分の子どもとその友達を不審者から守ること。

#### 5-2. 体制

「香陽見守り隊」の運営にあたり、隊長は当年度のPTA会長とする。尚、自治会単位でも「香陽見守り隊」の活動をして頂いている為、地域の隊長も兼務する。又、連絡体制は以下の通りです。



#### 5-3. 活動概略

- ・PTAの保護者全員が当番日に参加するものとします。
- ・校区内の13箇所(※別表立ち番箇所参照)及び集団登校集合場所等の自宅周辺を立ち番位置とします。但し、見直す場合がありますので、最新の立ち番位置は、年度始めにお配りするものをご覧ください。
- ・学年の保護者単位で当番を決めています。
- ・活動日は基本的に火・木曜日の子どもの下校時間帯(下表参照)です。
- ・学年単位での当番日は年度初め(4月)にお配りするものをご確認ください。
- ・無理のない曜日、時間帯で、参加できる日に見守り活動をしてください。
- ・研究授業等での短縮時間割の場合などは、学校からの下校時間案内に従い見守り活動をしてください。

子どもの下校時刻表

	月	火	水	木	金
5限授業	1・2・3年	1・2年	通常(全学年) クラブ委員会がある日 (1・2・3年)	1・2年	1年
	2時35分	2時35分	2時05分	2時35分	2時35分
6限授業	4・5・6年	3・4・5・6年	クラブ委員会がある日 (4・5・6年)	3・4・5・6年	2・3・4 ・5・6年
	3時25分	3時25分	2時55分	3時25分	3時25分

※下校の空白時間は、一旦帰宅されても結構です。

※ 内が、活動時間帯です。



#### 5-4. 活動の年間スケジュール

<時期>	<手 順 >
4月中旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・学級懇談会で学級委員・専門委員の選出</li><li>・PTA本部役員が本マニュアルと、新年度行事予定との調整済の見守り隊当番表を付け全家庭に配付</li><li>・新年度「香陽見守り隊」の開始</li><li>・PTA本部は新入生の保護者でタスキのない家庭に本マニュアルと共に配付</li></ul>
↓	
5月初旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・PTA本部が「安全監視活動説明会」開催の手紙を作成し、全家庭に配付</li></ul>
↓	
5月中旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・PTA本部は新入生の保護者および希望者を対象とした説明会を開催する</li><li>・質疑に対する応答は、PTA本部ができるようにしておく</li></ul>
↓	
5月下旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・新1年生「香陽見守り隊」の開始</li></ul>
↓	
1月初旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・PTA本部が新年度の当番表（案）の作成をする。</li></ul>
↓	
2月中旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・PTA本部は当番表及び案内を現6年生を除く全家庭（全児童）へ配付する。</li></ul>
↓	
3月下旬	<ul style="list-style-type: none"><li>・最終の子どもが卒業される家庭から、担任の先生を通じてタスキを返却してもらう</li></ul>

#### 5-5. 年度途中で転入・転校される場合

（転入の場合）

- ・学校から転入生の情報を聞いた副会長は、本マニュアルとタスキを子どもを通じて配付します。
- ・副会長は転入生の情報を学級委員に連絡し、学級委員が電話連絡等にて説明をお願いします。

（転校の場合）

- ・他学校へ転校される場合は担任の先生にタスキを返却願います。
- ・副会長はタスキを書棚へ格納します。

#### 5-6. 見守り方法

- ・立ち番位置に立ち、集団下校する子どもたちに「おかえり」「こんにちは」と声をかけてあげてください。
- ・集団から離れた子どもを一人にさせないように声をかけるなどして見守ってあげてください。
- ・危ないことをしている子どもを見かけたら人の子どもでも注意をしてあげてください。
- ・立ち番位置を拠点としてできる範囲で通学路に異常がないか点検してください。
- ・感想やご意見があれば、学級委員さんからPTA本部へ連絡してもらってください。
- ・尚、PTA本部への連絡手段として、下記メールアドレスも利用してください。

kouyopta@yahoo.co.jp

#### 5-7. 事件・事故・不審者が出た場合

- ・危険を感じたら、大声をだして子どもを避難させ、すぐに逃げるとともに110番通報してください。また子どもが携帯しているホイッスルも活用してください。
- ・交通事故などの場合は、枚方警察(072-845-1234)への通報と加害者逃走の場合は無理に追いかけずに、特徴や車のナンバーなどをメモしてください。
- ・不審者かなと思ったら、追跡したりせず不審者の特徴、車のナンバー、逃走方向などをメモして、枚方警察(072-845-1234)に通報してください。
- ・香陽小学校(050-7102-9080)へも連絡をお願いします。

#### 5-8. 見守り隊の服装

- ・身軽で活動的な服装  
見守り活動は、身軽で活動的な服装で行ってください。靴は、活動しやすい運動靴が適しています。
- ・タスキの着用  
見守り活動をしているということが一目でわかるように、PTAで配布するタスキを着用してください。なおタスキは一家庭に一枚配布しており、最終児童が卒業または転校するまで大切に保管願います。劣化の著しいものは交換しますが、紛失の場合は購入していただくこととしています。(約600円)
- ・タスキの管理  
タスキはPTA本部で管理し、予備のタスキは書棚に保管します。  
なお、在庫確認できるように本部役員が記録帳に記録をします。

#### 5-9. ポイント

- みんなに、存在を見せることで効果が高まります。  
犯罪者は、見られていることを嫌がります。見守っていることをアピールすることが大切です。
- 普段から子どもたちの集まる場所を通ると効果が高まります。  
買い物などでお出かけの際に、子どもが多く集まる公園の周辺などを通ることがより多くの子どもを見守ることになります。
- 把握した情報をみんなに知らせる。  
子どもが多く集まる場所や危険な場所を、ご近所の方々と話し合い、みんなで意識してその場所を通ることで、地域全体の安全が高まります。

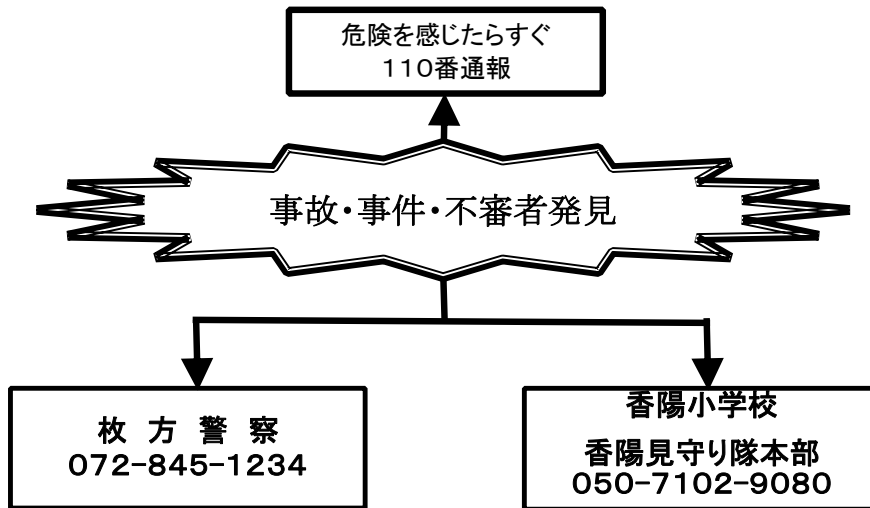
#### 5-10. 当番当日に急な用事や病気などの場合

- ・無理なくできる曜日、時間帯で、参加できる日に見守り活動をしていただきたく思います。

#### 5-11. 注意点

- ・交通事故に注意してください  
車や自転車が通る場所での立ち番は周囲をよく見て、事故に遭わないように注意してください。
- ・危険なことはしない  
見知らぬ人など、普段と様子が違うと感じる不審な人や不審な車を発見したり、事件を目撃した時には、無理な追跡などはしないで、不審者の特徴、車のナンバー、逃走方向などをメモして、警察に通報してください。  
また万が一、身に危険が及びそうなときには大声を上げたり、または防犯ブザーなどを鳴らすなどして、すぐに逃げましょう。

5-12. 緊急時の連絡



★110番のかけ方（大阪府警HPより抜粋）

一般電話、公衆電話、携帯電話のいずれからでも、「110」を押すことによって110番通報を受理する「警察本部通信指令室」につながります。

通信指令室の担当者は、次のような点について聞きますので、落ち着いて話してください。

- ◆ 何があったのか
- ◆ いつ
- ◆ どこで  
(目標物などがあれば教えてください)
- ◆ 犯人、不審者は  
(性別、人相、服装、車両、逃走方向など)
- ◆ 被害状況や目撃状況
- ◆ 通報者であるあなたの名前、連絡先など

## ■香陽見守り隊Q & A

### Q 基本的に強制的なものですか？

A ボランティア活動である性質上、強制的ではありませんが保護者全員で見守っていくことを基本としています。また、お仕事等で平日どうしてもできない方は、当番日に拘わらず、参加していただくか、参観や運動会の日などで見守り活動に参加されてはどうでしょうか。

### Q 急に参加できないときは、どうしたらいいのか？

A 急に出れない場合はあるものだと思っております。そのときは参加できる日を調整してください。

### Q 自分の子どもを一人で家で待たさないといけないのでしょうか？

A 子どもと一緒に参加される手段もありますが、留守番を含めて危険だと判断された場合は立ち番位置に関係なくご自宅の見える範囲で、不安の無いよう見守り活動をしていただければと思います。

### Q 見守り活動は示されたとおり(場所や時間帯)にしなければならないの？

A 「香陽見守り隊」は、下校時に子ども達を見守ることを基本としています。  
また、立ち番位置についても集団で下校する地点を選択しております。改善すべき点があればより良い方法で見守っていただき、どんなことでも結構ですので、PTA本部か、学級代表までご連絡をお願い致します。  
指定された立ち番位置以外に、集団登校集合場所などのご自宅周辺、校区内のご都合のいい場所での見守り活動をお願いします。

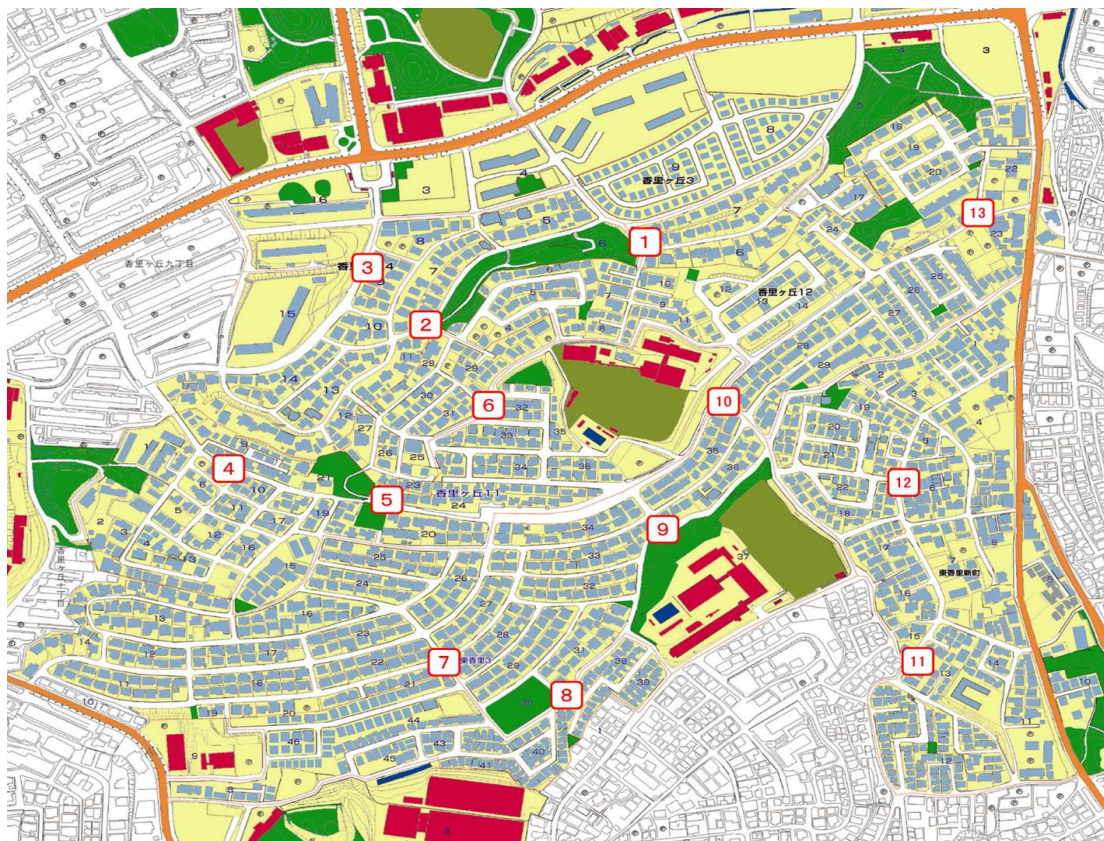
### Q 危険ではないの？

A 危険なことをしないように心がければ問題はありません。不審者、不審車両を発見した際は、近寄ったり実力行使せずに警察へ通報してください。  
事件・事故を目撃した時は、直ちに110番通報してください。

### Q あいさつや声かけなどの簡単なことをするだけで効果があるの？

A 街の中に「誰かが立っている」「誰かが子ども達を見守っている」ことで、犯罪の抑止に大変効果があります。  
また、保護者をはじめ地域の皆様が、子ども達にあいさつすることで、子ども達の健全な育成につながるものだと思います。

■香陽見守り隊立ち番位置図



指定された立ち番位置以外に、集団登校集合場所などのご自宅周辺、校区内のご都合のいい場所での見守り活動をお願いします。

## § 6. 安全監視活動（旧名/安全監視ボランティア）

### 6-1. 目的

子どもたちが安心して学校で学べるよう、不審者の侵入を抑止すること。

### 6-2. 経緯

平成17年9月より枚方市の小学校45校に安全監視員が配置されています。

枚方市教育委員会が検討を行った上で、午前中は地域ボランティア、午後はシルバーの方が配置される形になりました。

香陽小学校区では午前中の地域ボランティアにPTAも参加することとなりました。

### 6-3. 体制

「安全監視活動」は、学校教育計画の不審者侵入防止・危機管理マニュアルに基づき学校からの指示により行動します。

### 6-4. 活動概略

- ・ 小学校正門の安全監視ボックス（冷暖房完備）を利用します。
- ・ PTAの保護者全員が子ども1人につき、在校中に4回参加する事としています。（カウント制の導入）尚、監視ボランティア募集により、当年度の体制が整った場合には保護者での監視は不要です。
- ・ 通常は正門はオートロックで閉じられており、来校者には用件をお聞きした上で、来校者名簿に記入してもらいます。
- ・ 学年の保護者単位で当番を決めています。
- ・ 活動日は基本的に月曜日、時間は午前中の4時間を2時間ずつの交代制です。  
（8:30~10:30の2時間 or 10:30~12:30の2時間 のどちらか）
- ・ PTAでは2名1組で安全監視を行ってもらいます。
- ・ 枚方市のPTA団体保険に加入しています。保護者やご家族が対象となり万が一ケガ等された場合はこちらの保険が補償されます。尚、個人情報にはPTA本部ならびに学校長が鍵付きの所定の書棚で、厳重に1年間保管するものとし、ボランティア保険の目的のみに使用するものとします。
- ・ 3学期に在校中に4回以上当番に入られた方を除き、新2,3年は児童によるくじ引きにより次年度当番を決定、新4-6年はカウント回数の少ない方から順に本部が当番日及び時間を決めていく。新1年生は、入学式に保護者によるくじ引きにより当番を決定します。
- ・ 活動日の前日までに、PTA本部から一斉メール（該当学年）にてお知らせを配信します。

### 6-5. 活動の年間スケジュール ※監視ボランティア募集により、当年度の体制が整った場合は保護者での監視は不要

< 時期 >

< 手 順 >

- 4月中旬
- ・ 入学式で新1年生の保護者によるくじ引きを実施
  - ・ PTA本部役員が本マニュアル、安全監視活動当番表と年間スケジュールを全家庭に配付
  - ・ 新年度「安全監視活動」の開始
  - ・ 学級懇談会で学級委員・専門委員の選出（委員総会でカウント情報等を引継ぎ）
  - ・ PTA本部が学級懇談会にて新1年生への交替ルールや保険加入などの説明を行う

↓

- 4月下旬
- ・ 新入生からの交替届等を反映した当番表を新1年生に配付
  - ・ 安全監視活動説明会開催案内を配付
  - ・ PTA本部は新入生当番開始前までに新入生の保護者および希望者を対象とした説明会を開催
  - ・ 質疑に対する応答は、PTA本部ができるようにしておく

↓

- 5月初旬
- ・ 新1年生の「安全監視活動」の開始

- ↓
- 1月初旬 ・ P T A本部が新年度の当番表スケジュールを作成（現6年生を除く）
- ↓
- 1月下旬 ・ 「児童一人につき、在校中4回以上当番済の方」を除き所定の方法に従い  
該当者のリスト作成
- ↓
- 2月上旬 ・ 各学年「該当者リスト」をもとに、1.2年は児童によるくじ引きを行い、  
3-5年は回数の少ない方から入れていき当番表を作成する。（現6年生を除く）
- ・ P T A本部は、当番表を作成し、現6年生を除き全家庭へ配付
- ・ 3学期終了までに交替等（同伴幼児含む）を確認
- ↓
- 3月中旬 ・ 卒業式の日には地域のボランティアの方が来賓となっているため、新年度の本部役員が  
「安全監視活動」を担当する
- 4月初旬 ・ 入学式の日には地域のボランティアの方が来賓となっているため、旧年度の本部役員が  
「安全監視活動」を担当する
- ・ 確認した交替等を反映した、当番表を作成（新1年生を除く）
- ・ 行事予定を学校へ確認し、当番表の最終調整を行う

#### 6-6. 活動手順

- ・ 正門横の安全監視ボックスに集合します。
- ・ 学校長もしくは教頭から携行品（緊急時用携帯電話・来校者名簿・安全日誌・P T A用当番記録表）を受け取り、説明を受けます。
- ・ 安全監視ボックスの中で正門を監視していただきます。
- ・ 来校者には正門を閉じたまま、用件を聞きます。
- ・ 不審者でない場合、来校者名簿に日付・名前・用件・入校時刻を記入してもらいます。
- ・ 様子が変な場合や誰か確認できない場合は、正門外インターホンを職員室に連絡してもらってください。
- ・ 不審者や無理やり校内へ侵入しようとする者がいれば、安全監視ボックス内の非常ベルを鳴らしてください。職員室へ緊急通報されます。
- ・ 終了時は安全日誌の記入欄に当日の出来事を記載願います。P T A用当番記録表に、当番に入られた方と同伴幼児の氏名を記入してください。（カウント管理のため）
- ・ 12:30に終了される方は、携行品一式を職員室まで返却し、学校長又は教頭に報告をお願いします。
- ・ 感想やご意見があれば、学級委員さんからP T A本部へ連絡してもらってください。
- ・ 尚、P T A本部への連絡手段として、下記メールアドレスも利用してください。  
kouyopta@yahoo.co.jp

#### 6-7. 安全監視活動の服装

- ・ 身軽で活動的な服装  
見守り活動と同様、身軽で活動的な服装で行ってください。活動しやすい運動靴が適しています。

#### 6-8. 当番当日に急な用事や病気などの場合

- ・ 当番日、急に参加できない場合は、参加できる日時を調整していただき、学級委員さんへ連絡をお願いします。
- ・ 学級委員さんはクラス内での人員配置の調整（もう一人の方への連絡、及び交代要員の要請等）をお願いします。尚、どうしても交代要員がいない場合は、一人で安全監視をしてもらえよう何うとともに、P T A副会長まで連絡をして、指示を受けてください。
- ・ 2人とも急に参加できない場合はP T A本部が学級委員と相談の上、サポートするものとします。

#### 6-9. 事前に交替する場合

- ・原則として保護者間で交替要員を確保し、速やかに学級委員さんへ交代される方の氏名・生年月日・連絡先を連絡してください。
- ・保護者間以外の交替は、保護者の親族または地域で安全監視活動にご理解のある方をお願いします。その場合は、実際に当番に当たられる方に当マニュアルを確認していただいでください。
- ・保護者間で交替が難しい場合は、学級代表までご相談ください。  
連絡をうけた学級委員さんは交替要員を調整し、PTA本部へ連絡してください。（PTA本部⇒教頭先生）

#### 6-10. カウント制について

- ・学級委員が学年単位で管理するものとする。
- ・交替の場合は、実際に当番をされた方のカウントとする。
- ・休校等で当番が不要になった場合でも、当日担当になっていた方についてはカウントする。